

幼児教育・保育の無償化

(未移行園)

令和元年10月からはじまった幼児教育・保育の無償化では、保育料と教育時間外の預かり保育利用料及び給食費の一部がその対象となります。
府中市独自の補助も含めて、概要をお知らせします。

保育料

保育料の無償化について、国の基準では全国平均月額25,700円までですが、府中市では東京都とともにこれに上乘せし、月額32,000円まで無償化としています。

無償化相当額を市から幼稚園に支払う(園は保護者の代わりに受領する)ため、保育料を園に納める必要はありません。

※保育料が月額32,000円を超える幼稚園においては、超えた額を園に納付していただきます。

※府中市外の幼稚園は、保護者が園に保育料を納付し、市から保護者に補助金を交付する場合があります。

預かり保育

教育時間外に預かり保育の利用した場合、別途利用料がかかりますが、この預かり保育利用料についても、一部無償化の対象となります。

月あたりの助成額

ア. 実際に園へ支払った預かり保育利用料

イ. 日額450円×利用日数

アとイを比べて少ない方の額を、11,300円まで助成

※ 保護者の就労等による「保育の必要性」を事前に市が認定する等、助成を受けるための要件があります。

※ 預かり保育の実施時間が一定基準に満たない幼稚園の利用者は、無償化対象施設と認定された認可外保育施設等での一時保育等利用料も含めることができます。

入園料

満3歳児以上の園児に対し、幼稚園に入園する際に支払う入園料を30,000円まで補助します。

(1園児年度に1回限り)

教材費等

保育料が月額32,000円未満の園の利用者に、園則で定められた教材費・冷暖房費・施設整備費を月額に割り返したうえ、32,000円と保育料の差額の範囲内で補助します。

給食費

通常保育児に提供される給食費の一部を月額4,700円まで補助します。

※ 所得制限があります。

※ 長期休暇中の給食は補助対象ではありません。

2歳児補助金

満3歳児受け入れ園の利用者で、他の歳児と同様に保育されている2歳児を対象に保育料・教材費等を月額32,000円まで補助します。

幼児教育・保育の無償化

(新制度園)

令和元年10月からはじまった幼児教育・保育の無償化では、保育料と教育時間外の預かり保育利用料及び給食費の一部がその対象となります。

府中市独自の補助も含めて、概要をお知らせします。

特定負担額

幼稚園又は認定こども園が独自で設定する特定負担額について、6,300円まで補助します。

※ 保護者が園に特定負担額を全額納付し、府中市が保護者に補助金を交付します。

預かり保育

教育時間外に預かり保育の利用した場合、別途利用料がかかりますが、この預かり保育利用料についても、一部無償化の対象となります。

月あたりの助成額

ア. 実際に園へ支払った預かり保育利用料

イ. 日額450円×利用日数

アとイを比べて少ない方の額を、11,300円まで助成

※ 保護者の就労等による「保育の必要性」を事前に市が認定する等、助成を受けるための要件があります。

※ 預かり保育の実施時間が一定基準に満たない幼稚園の利用者は、無償化対象施設と認定された認可外保育施設等での一時保育等利用料も含めることができます。

入園料

満3歳児以上の園児に対し、幼稚園に入園する際に支払う入園料を30,000円まで補助します。

(1園児年度に1回限り)

教材費等

園則で定められた教材費・冷暖房費・施設整備費を月額に割り返したうえ、「6,300円－特定負担額」又は「4,500円」のいずれか低い方の範囲内で補助します。

給食費

通常保育児に提供される給食費の一部が免除されます。

※ 所得制限があります。

2歳児補助金

満3歳児受け入れ園の利用者で、他の歳児と同様に保育されている2歳児を対象に保育料・教材費等を月額32,000円まで補助します。